

《お願い》 阪神高速道路の付近で建設等工事をされる皆さまへ

阪神高速道路に近接して建設等工事を行う場合は【建設工事公衆災害防止対策要綱】に基づき協議が必要となります。
ご理解ご協力をお願いします。

【近接設計協議とは・・・】

設計段階での建設等計画による阪神高速道路の構造物への影響を確認させていただきお手続き
例：マンション建設や地下室造設等による構造物への影響確認

【近接施工協議とは・・・】

近接設計協議段階で構造物への影響が確認された場合や施工により阪神高速道路の構造物や交通（※1）への影響を
確認させていただきお手続き

※1_本線規制を伴う協議で本協議とは別に道路交通法第77条又は第80条の道路使用許可申請が必要です。

- ・大阪府域の場合は『大阪府警察本部 交通部 高速道路交通警察隊』宛
- ・兵庫県域の場合は『兵庫県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊（※ 32号新神戸トンネルの場合は『所轄警察署』）』宛

※ 近接協議の一例です



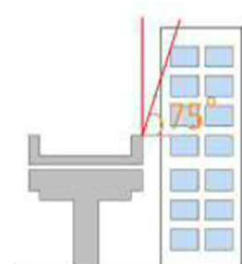
高速道路近傍での掘削



高速道路近傍での杭打設



高速道路近傍でのクレーン作業



高速道路近傍で建築行為
(傾角75度影響線)

◇ 各近接協議に係る手続きは阪神高速道路(株)からの書面の回答書（押印省略）をもって近接協議完了となります。

◇ 標準的な手続きの流れ及びスケジュールは右記のとおりです。
資料確認及び手続きには個々の案件により時間を要する場合がありますのでご了承をお願いします。

◇ 問合せ先
大阪府域・管理本部 大阪管理部 道路管理課
所在地：大阪市港区石田3-1-25
連絡先：06-6576-3881（代表）

兵庫県域・管理本部 神戸管理・保全部
道路管理・環境対策課
所在地：神戸市中央区新港町16-1
連絡先：078-331-9801（代表）

※ お手続き等ご案内をさせていただきます。
阪神高速道路付近での工事等計画がありましたら
先ずはお早目のご連絡にご協力をお願いします。

※ 近接協議の判断にお困りの場合は必ずご連絡をお願いします。

《協議資料提出期限》

3か月前

2か月前

1か月前

0日前

